様式(細則5-2)

令和８年９月１４日

浜田市議会議長　澁　谷　幹　雄　様

議員名　芦　谷　英　夫

調　査　研　究　活　動　報　告　書

下記のとおり調査研究のため視察を行ったので報告します。

記

１、視 察 先　　大田市（男女共同参画センター あすてらす）

２、視察事項　　しまね地域・自治 夏の学校

「若者の居場所から地域の居場所を考える

～小さな依存先（つながり）を増やすこと～」

３、視察の目的（市政との関連など）子どもや若者を取り巻く社会環境づくりが必要であり、不登校、特別の配慮や支援を要する子ども、若者の社会疎外などの課題に対し、これからの行政としての役割、行政施策などあり方などの調査研究

４、期　　日　　令和８年９月１３日（日）

５、経　　費

ＪＲ運賃	４，３８０円
参加費	２，０００円
駐車料	４００円
計	６，７８０円

６、視察のポイント・議員活動や市政への反映など　視察の目的に掲げたことがらについて調査研究を行い、市政に反映すべく議員活動する

７、視察の概要　　別紙のとおり

浜田市議会 受付 8.9.14

「しまね地域・自治 夏の学校」

令和８年９月１４日

１　期　　日　　令和８年９月１３日（日）午前１０時～１２時

２　視 察 先　　大田市（男女共同参画センター あすてらす）

３　概　　要　　講演「若者の居場所から地域の居場所を考える～小さな依存先（つながり）を増やすこと～」

青少年の居場所 ほっとスペースゆきみーる室長　高橋 賢史

(1)要　点

① 「ほっとスペースゆきみーる」は、平成22年島根県・県央保健所との協働事業により青少年の居場所として開設され、同23年県少年家庭課のモデル事業、同25年大田市こども家庭支援課の委託事業として継続し現在に至っている。事業は青少年の居場所事業、社会体験事業、就労体験事業、相談支援事業、啓発事業などを実施している。

② 不登校の要因は、学校のいじめ、友人関係、教職員との関係、学業の不振、クラブ・部活動などへの不適応、学校の決まりなど、入学・転入などへの不適応、家庭では生活環境の急変、親子の関わり方、家庭内不和、本人起因によるものは生活リズムの乱れ・非行など、無気力・不安などであり増加している。

③ 子どもの不登校への処し方接し方は、心の持ちようが重要である、不登校は怠けでもズルでもない、ゲームはかろうじて命をつなぐツール、ありのままでいられるように、甘えズルイではなくやりたいを応援する、まずは家の中に居場所をつくる、関心を世間ではなく子どもに向ける、学校に行けなくても責めない、暴力や暴言の背景に思いを馳せてみる、自傷行為＝生きているだけで十分、親の負担を減らすことが子どもの幸せにつながる、大人の良かれは子どもの迷惑になるかも、子どもと一緒に暗くならず楽しそうに生きる姿を見せる、子どもの不登校が新たな価値観との出会いかもなどと接する、考え方を変える、これを大人が社会が実行することが重要である。

④ 子ども・若者が望むことは「困ったときに助けてくれる」人と場があり、社会のあり方や環境を変える「社会モデル」が必要であり、子どもは安心できる居場所の中で「大丈夫のタネをまく！」ことで、自然と欲が湧き・自分の頭で考え・自分の足で歩き出すことができる、このような子ども・若者自らの行動をつくる環境が必要。

⑤ 川崎市子ども権利条例27条では、子どもには、ありのままの自分でいること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、もしくは活動すること、または安心して人間関係をつくり合うことができる場所「居場所」が大切であることを考慮し、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努める、としている。

⑥ 川崎市では条例づくりの中で見えてきた課題として、不登校児童生徒を対象とした教育センターの不足（1,300人に対し約１割しか受け入れていない）、障がいのある子どもは原則受け入れ不可、非行傾向の子ども、茶髪の若者も受け入れ不可、高校年齢以降の受け入れ体制がない、民間フリースクールは高額で行き場がない、など先進市であっても現状に対応できない状況にある。

⑦ 川崎市子ども権利条例策定子ども委員会は、「子どもから大人へのメッセージ」として、大人が幸せでいてください、大人が幸せじゃないと子どもは幸せになれない、大人が幸せじゃないと子どもの虐待と体罰がおきる、子どもは愛情を持って育まれる、まず家庭や学校、地域の中で大人が幸せでいてほしいとあり、何よりも大人の社会が健全に営まれることが重要である。

⑧ こどもの貧困には、経済的貧困、精神的貧困、関係性の貧困、文化的貧困などがあるが、地域住民の子どもや若者への関心の低さが問題となっている。また相対的貧困は、ある地域社会の大多数よりも貧しい状態で、相対的貧困にある子どもは7人に1人であり、経済格差が教育格差を生んでいる実態があり大きな社会課題である。

⑨ ドイツのアーレンスブルクでは、青少年を社会に参加させ主役とするため「青少年委員会」を設け、参加を10段階に分け、操り・お飾り・形式的参画のいわば非参画、役割の認識・意見の提供・意思決定するを経て、子ども主導の活動に大人も巻き込む、と進化させており、これをモデルとして「ゆきみーる」、大田市でも実践している。

⑩ ドイツを視察した体験から、青少年援助と学校の相互理解を深めるための職員研修や養成課程における実習の実施・拡充、学校内に独立かつ対等関係にある外部組織の投入、チーム地域による子どもの居場所づくり、データと改善の要求、効果と指標を持ち研究と実践を積み重ねた上で、専門職の養成と育成に力を注ぎ、専門職の適正配置が必要であり、これは国による基盤整備が必要となっている。

⑪ いま地域社会で喧伝されている自助努力、自己責任の過剰な追求は、社会の孤立を生み貧困の隠ぺいにつながる。これからの地域社会に必要なことは、広義の居場所を地域社会に増やし、一つの居場所ではすべてを包摂できないこともあり、自立とは依存先を増やすことが重要となり、依存先を増やす役割は地域社会に求められる。

(2)所　感

① 浜田市の不登校児童生徒は増加しており、令和元年度76人が同6年度には173人に増加し、令和2年小学校33人が7年91人に、令和2年中学校46人が7年127人に、小中学校とも5年間で36%増えており、島根県下でも高い水準にあることから、市としてしっかりとした対応策の構築が必要となっている。

② 特別支援学級に在籍している児童生徒は小学校で33学級、126人、中学校で16学級46人、計49学級172人となっている。一方、通級指導教室の利用者数は小学校92人、中学校47人計139人となっており、松原小、三隅小、三隅中、一中などで個別の指導に当たっており、これらへの教育環境の整備充実も必要である。

③ 市青少年サポートセンターは、おおむね40歳までの若者を対象として相談支援に対応しており、不登校、学校生活の悩み、ひきこもり、ニート、家庭・教育不安などの相談に当たっているが、上記のように不登校児童生徒の増加に対処するためにも専門職の増員、センターの機能拡充などが必要である。

④ 子育て支援センターすくすくは主として就学前のこどもが対象で、18歳までを対象として家庭相談、予防接種などを行っているが、市には6か所の児童館、学童保育所があるが十分利用されているのか検証を行うとともに、浜田市は広い市域であり、まちづくりセンターなどに子どもが参加する、つどう機能を持たせることを検討する。

⑤ 地域社会が孤立化し自助努力、自己責任が過大に強調され、地域社会全体で対処すること、共助の取組が弱くなっており、支える支えられる地域の営みが急速に廃れ、協働のまちづくりや地域福祉を推進し、住みやすい地域社会をつくることは行政としての責務である。

⑥ 文教厚生委員会では取組課題として、子どもの権利に関する条例の検討をしており、これは学校教育の拡充、支援が必要な子どもの教育だけでなく、若者や子どもが市政や地域の主体としての社会参加、その意見反映、主体となって活動するなど、若者や子どもを中心とした市政の仕組みづくりが必要である。

—以上—